

夢のような辻原づくり協議会設置要綱（坂本 13 区）~~（案）~~

令和 7 年 9 月 21 日施行

（設置及び目的）

第 1 条 坂本 13 区（以下「地区」という。）は、夢のような辻原づくりに関することについて、地域住民と中津川市が協議するため、夢のような辻原づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。協議会は、地域住民と市が良好な関係のもと、相互の考え、気持ちを尊重し、現状の課題解決に向けた建設的な話し合いを行うことを目的とする。

（実施主体）

第 2 条 この協議会の実施主体は、地区とする。

（協議事項）

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的達成のため、次の事項を協議する。

- （1）夢のような辻原づくりに関すること。
- （2）生活環境の保全に関すること。
- （3）メモリアル施設の候補地に関すること。
- （4）その他必要な事項に関すること。

（委員の構成及び役割）

第 4 条 協議会の委員は、地区に所属する地域住民とする。

2 前号の地区に所属する住民の委員は、地区の各組から選任された者とする。

3 委員は、第 3 条の協議事項において、地区に所属する住民の意見・要望等の収集に努める。

4 会長は、協議会の運営に必要があるときは、地区に所属する住民等に意見を求めるとともに、参考人として指名したものを出席させることができる。

（役員）

第 5 条 協議会に会長、副会長及び書記を置く。

2 会長、副会長及び書記は、協議会の会議において、地域住民の委員の中から互選し、副会長は 2 名以内とする。

（職務）

第 6 条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長がその職務を代理する。

（任期）

第 7 条 委員の任期は、令和 8 年 3 月 31 日までの期間とする。

2 委員が欠けた場合における後任者の任期は、前項の期間とする。

3 委員の任期は必要に応じ、協議会で協議し延長することができる。

(会議)

第 8 条 協議会は、会長が招集し、議長は会長が務める。

2 協議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことはできない。

3 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

4 会長は、会議進行の妨げになる発言者については退席を求めることができる。

(正副会長会)

第 9 条 前条の会議の運営に関し、協議又は調整を行うため、正副会長会を置く。

2 正副会長会は、会長及び副会長をもって組織する。

3 正副会長会の会議は、必要に応じて会長が招集し、議長は会長が務める。

(庶務)

第 10 条 協議会の庶務は、協議会において処理する。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

付 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 21 日から施行する。